（書面の交付等）

第五条　法第四条第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合においては第五号に掲げる事項を、同項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）をそれぞれ記載しないことができる。

一・二　［略］

三　商品若しくは権利又は役務の種類

［削る］

四～六　［略］

七　割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「割賦販売の契約」という。）について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

八～十五　［略］

第六条　法第四条第一項の規定（法第三条第一項の割賦販売の場合に限る。）により法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　［略］

三　法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一～四　［略］	
五　法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号及び第十三号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

四　［略］

2　前項の規定は、法第三条第二項の割賦販売の場合に準用する。

（書面の交付等）

第五条　法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合においては第六号に掲げる事項を、同項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号から第五号までに掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）をそれぞれ記載しないことができる。

一・二　［略］

三　商品名

四　商品の商標又は製造者及び機種又は型式（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）

五～七　［略］

八　割賦販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

九～十六　［略］

第六条　法第四条第一項の規定（法第三条第一項の割賦販売の場合に限る。）により法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　第一条第一項第二号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二　［略］

三　法第四条第一項第六号並びに前条第九号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一～四　［略］	
五　法第四条第一項第六号並びに前条第九号、第十号及び第十四号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

四　［略］

2　前項の規定は、法第三条第二項の割賦販売の場合に準用する。この場合において、前項中「第一条第一項第二号」とあるのは、「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。